



県章

山形県公報

平成16年10月6日(水)

号外(62)

目次

条 例

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………(人事課)… 1

本号で公布された条例のあらまし

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(県条例第48号)(人事課)
寒冷地手当に関する規定は、当分の間、適用しないこととした。

条 例

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第48号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第19項とし、附則第17項の次に次の1項を加える。

(寒冷地手当の特例)

18 この条例中寒冷地手当に関する規定は、当分の間、適用しない。

(山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年12月県条例第62号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 この条例中寒冷地手当に関する規定は、当分の間、適用しない。

(山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年12月県条例第65号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 この条例中寒冷地手当に関する規定は、当分の間、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。